

令和5年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年3月29日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

文ス発第28号
令和6年3月14日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内 藤 佐和子

令和5年度財政援助団体等監査結果（令和6年1月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

一般財団法人 徳島市スポーツ協会

所管部課：市民文化部 文化スポーツ振興課

<p>指摘事項</p>	<p>(所管部課)</p> <p>1. 基本協定書締結の決裁において、決裁権者が適正でなかった。</p> <p>事務決裁規程に基づき、基本協定書締結の決裁権者は、同規程の副市長以下の専決事項に記載されていないため「市長」とすべきところ、「部長」決裁としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の指摘事項は、教育委員会から市長部局へ事務移管されたことにより、事務決裁規程の決裁権者の解釈を誤ったものです。</p> <p>再発防止のため、今回の指摘事項を課内で共有するとともに、基本協定書締結にかかる決裁権者は、事務決裁規程に基づき、副市長以下の専決事項に該当しないことを確認できるよう同規程第4条別表第1、第5条別表第2・第3を決裁に添付します。</p>